

令和元年（フ）第8370号

決 定

鹿児島県鹿児島市薬師一丁目18番13号  
債務者（破産者） 株式会社ビットマスター  
代表者代表取締役 西 貴義

主 文

債務者株式会社ビットマスターについて破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。  
よって、主文のとおり決定する。  
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 破産管財人 東京都中央区八重洲2-8-7 福岡ビル9階 阿部・井  
窪・片山法律事務所  
弁護士 伊藤 尚
- 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集  
会の各期日

令和2年5月20日午後2時

令和元年11月22日午後5時

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 永 谷 典 雄

裁判官 上 拂 大 作

裁判官 堀 内 隼

これは正本である。

令和元年11月22日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 加賀谷

